

学校感染症による出席停止期間の基準について

(学校保健安全法施行規則第18条)

分類	病名	出席停止期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、ジフテリア ポリオ（急性灰白髄炎） SARS（重症呼吸器症候群） 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ	発症後5日かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線または舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで。
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、症状が軽快した後、1日を経過するまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)		
※その他の感染症 溶連菌感染症、手足口病、 感染性胃腸炎（ノロウィルス、 、口タウイルス） ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎		
病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで ※学校での流行を防ぐため、必要あれば学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる		